<再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴う排出係数調整について(概要)>

平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下、「FIT制度」という)が開始されました。 FIT制度による環境価値は、買い取った電気事業者から供給される電力の CO_2 排出係数の改善を通じて需要家が享受しますが、買い取られるFIT電力量は地域、電気事業者毎に異なります。しかし、制度上、サーチャージによる需要家負担は原則として全国一律となっております。

このため、太陽光余剰買取制度における排出係数調整の方法をベースに、「調整電力量」により、需要家へ公平に環境価値が分配されるように、電気事業者のCO2排出係数の調整を行うことといたします。 具体的な調整方法は以下の通りです。

- 1. 販売電力量の割合に応じたFIT電力割当量を計算。
- 2. 実際に当該事業者が買い取ったFIT電力量とFIT電力割当量の差分(FIT調整電力量)を計算。
- 3. 買取FIT電力量とFIT電力割当量の大小により、以下の通り調整を行う(等しい場合は調整不要)。
 - (1)買取FIT電力量 > FIT電力割当量 の場合 差分を自社電源で焚き増した場合のCO₂排出量を計算し、実CO₂排出量に加えることにより調整。
 - (2)買取FIT電力量 < FIT電力割当量 の場合 差分だけ自社電源を焚き減らした場合に削減できるCO₂を計算し、実CO₂排出量から削減することにより調整。

<算出方法のイメージ>

